

安全運転管理者制度に関するよくある質問【Q&A】

目次

- Q 1 安全運転管理者は会社で1人選任すればいいですか？支店があれば、支店ごとに選任が必要ですか？
- Q 2 運行管理者を選任している場合、安全運転管理者を選任する必要がありますか。
- Q 3 安全運転管理者制度での罰則はどのようなものがありますか。
- Q 4 軽自動車を使用して貨物を運送する事業（軽車両等運送事業）の場合、安全運転管理者等の選任が必要ですか。
- Q 5 リース車両やマイカーを業務に使う場合、これらの車両は安全運転管理者を選任する要件となる自動車の台数に含まれますか。

Q 1 安全運転管理者は会社で1人選任すればいいですか？支店があれば、支店ごとに選任が必要ですか？

A 支店で規定の台数以上の自動車を使用していれば、支店ごとに選任が必要です。

※規定の台数

- ・乗車定員11人以上の自動車の場合・・・1台以上
- ・その他の自動車の場合・・・5台以上
- ・大型自動二輪車または普通自動二輪車は、それぞれ0.5台として計算

Q 2 運行管理者を選任している場合、安全運転管理者を選任する必要がありますか。

A 運行管理者がいる場合は、安全運転管理者の選任は必要ありません。

Q 3 安全運転管理者制度での罰則はどのようなものがありますか。

A

- ・安全運転管理者等を選任しなかった場合・・・5万円以下の罰金
- ・安全運転管理者等を選任又は解任した日から15日以内に警察署への届出をしなかった場合・・・2万円以下の罰金又は科料
- ・安全運転管理者等が規定の安全運転管理業務を遂行していない等で、公安委員会から出された解任命令に従わなかった場合・・・5万円以下の罰金

Q 4 軽自動車を使用して貨物を運送する事業（軽車両等運送事業）の場合、安全運転管理者等の選任が必要ですか。

A 必要です。（道路交通法第74条の3による）

Q 5 リース車両やマイカーを業務に使う場合、これらの車両は安全運転管理者を選任する要件となる自動車の台数に含まれますか。

A 事業者が自動車使用の権原を有し、かつ、自動車の運行を総括的に支配できる場合は、含まれる場合があります。

- ・雇用契約等に、マイカーを使用することが明記されているか
- ・車両管理（車検やメンテナンス）を事業者が行っているかなどから、個々に判断することになります。